

人材の確保に
お困りではありませんか！！

人材確保支援助成金



■助成対象事業

- 人材紹介会社を利用した採用
- 求人広告等の利用
- 採用活動のための自社ブランディング
- 外国人材雇用のための活動

■助成対象者

区内に本社を有する中小事業者

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ：江戸川区産業経済部経営支援課
相談係（江戸川区役所 東棟1階）
電話 03-5662-0525 ファクシミリ 03-5662-0812

助成金
最大 **20万円**
助成対象経費の1/2以内



事業名

人材確保支援助成金

助成金の目的は？	区内中小企業の人手不足解消の支援
対象者は？	区内に本社を有する中小事業者
対象事業や経費は？	人材確保を目的とした事業であり以下のとおり
【1】 人材紹介会社を利用した採用活動	人材紹介会社を利用して、雇用契約を締結する等自社の従業員として正規採用した際の人材紹介会社に支払った人材紹介手数料
【2】 求人広告等を利用した採用活動	<ul style="list-style-type: none">・求人広告の利用料(求人サイト、折込求人紙、新聞求人欄等)・求人検索エンジンの利用料・ダイレクトリクルーティングの利用料・合同企業説明会参加に係る費用
【3】 採用を目的とした自社ブランディング	<ul style="list-style-type: none">・採用サイト作成及び改修費・PR動画、採用パンフレット等作成費・自社の価値や魅力発信を目的としたウェブ広告等作成費(委託費)
【4】 外国人材の雇用を目的とした採用活動	<ul style="list-style-type: none">・法令に則り外国人材を雇用する際の登録支援機関等の利用に係る委託費のうち、初期費用とみなせるもの・雇用した外国人材の在留資格に係る各種手続を委託する際の報償費・雇用した外国人材との契約に係る契約書の作成委託費用
申請タイミングは？	<ul style="list-style-type: none">・上記【1】については事業完了(採用)後の事後申請※・上記【2】【3】【4】は取り組み着手前の事前申請 <p>※事後申請の申請可能期間は採用した時点と同一年度内までに限ります。</p>
助成金額は？	最大20万円(上記【3】のみ10万円) 対象経費の2分の1以内
申請方法は？	区ホームページをご確認ください。
<ul style="list-style-type: none">◆ 申請に必要な様式は区ホームページからダウンロードしてください。◆ 申請方法の詳細、提出書類等、手続きの流れ、Q&Aについて、区ホームページで必ずご確認ください。	
【就業規則の提出が必要となります】 従業員10人未満の事業所であっても申請には就業規則が必要となります。 就業規則がない場合は、これとは別に「労働環境整備助成金」がありますので、そちらの助成金を活用して就業規則の作成をご検討ください。	
申請期限は？	2027年3月5日(金)まで